

「山口県男女共同参画センター（仮称）ホームページ」に係る構築・保守運用 管理業務に係るプロポーザル応募要項

1 目的

この要項は、「山口県男女共同参画センター（仮称）ホームページ」に係る構築・保守運用管理業務を委託する者を決定するための提案の応募について、必要な事項を定める。

2 業務の内容

次に掲げる業務の委託

（1）業務名

「山口県男女共同参画センター（仮称）ホームページ」に係る構築・保守運用管理業務

（2）業務内容

別添「山口県男女共同参画センター（仮称）ホームページ」に係る構築・保守運用管理業務仕様書」のとおり

（3）委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

（4）予算限度額

1, 966千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- （2）県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第214号）に基づく資格審査において、大分類「06 コンピュータサービス」の小分類「01 システムの設計・開発」及び「02 システムの保守・維持・運用管理」両方を業務種目として登録し、業務の委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- （3）本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。
- （4）この手続の開始の日から企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

4 提案の書類

この手続への参加を希望する者は、次の書類を作成し、提出するものとする。

（1）企画提案書

◆体裁(用紙サイズ) A4版

- ◆提出部数 紙媒体 5 部、電子媒体 1 部（CDR または DVD-R）
- ◆内容
 - ホームページ企画、構築提案
 - 保守・運用提案（当年度及び次年度提案）
 - 提案の特色、PR ポイント
 - 実施スケジュール、構築体制、保守・運用体制
 - 個人情報管理体制

※本企画案は、選定業者を決定するためのものであり、実施に当たっては、選定業者の基本計画をもとにして、県と協議を重ねた上で、実施計画を決定することになります。

（2）概算見積書

- ◆体裁(用紙サイズ) 任意
- ◆提出部数 正本 1 部

※別に複本を（1）企画提案書の最終ページに添付すること。

※金額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記入すること。

（3）参考資料

- ◆体裁(用紙サイズ) 任意（原則 A 4 版）
- ◆提出部数 5 部
- ◆内容
 - 応募者の概要（事業者の場合「会社案内」等で可）
 - 「やまぐち男女共同参画推進事業者」である場合は、認証書の写しを添付すること。

5 提案書類の提出方法及び提出期限

提案書類は、社名、所在地、電話番号を明記の上、令和 8 年 8 月 7 日（金）午後 5 時まで（必着）に、山口県環境生活部男女共同参画課へ持参又は郵送により提出するものとする（郵送の場合は書留とすること）。

提出先 〒753-8501 山口市滝町1-1
山口県環境生活部男女共同参画課
TEL 083-933-2630

6 提案への参加意向表明

この要項に基づく提案に参加しようとする場合は、別添「提案参加表明書」を令和 8 年 7 月 31 日（金）午後 5 時まで（必着）に、山口県環境生活部男女共同参画課へ電子メールにより提出すること。

なお、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

提出先 山口県環境生活部男女共同参画課
E-mail: a12800@pref.yamaguchi.lg.jp

7 プロポーザル審査会の実施

(1) 実施予定日（詳細は提案参加表明者へ別途通知する）

令和8年8月下旬

(2) 場所

山口県庁

(3) その他

- ・提案書作成担当者は、必ず出席すること。
- ・審査は、応募者が1者であっても実施する。
- ・プレゼンテーション用の資料も可とするが、企画提案書提出時に含まれていない内容は提案しないこと。（提案があっても審査対象外とする。）

8 審査基準

企画提案の内容等について、次の審査項目ごとに審査を行い、60点を超える合計点を得た者のうち、最高点を獲得した者を最優秀提案者として決定する。

審査項目	配点	審査事項
企画・提案力 (65点)	20	○業務の趣旨・目的を理解し、仕様書に則した具体的な提案内容になっているか。
	25	○ホームページ掲載内容が具体的で訴求力のあるものになっているか。
	20	○ホームページの効果的な運用、周知、広報、及び各手法が提案されているか。
実施体制 (20点)	20	○業務内容に応じた適正な実施体制（責任者、人員、役割分担、連絡調整等）が確保され、業務を円滑に遂行できる体制となっているか。
		○事業実施に係るスケジュールは適切か。
追加提案 (10点)	10	○上記のほか、本事業の目的実現に向け、より効果が見込まれる独自の手法等が提案されているか。
男女共同参画 施策への協力 (5点)	5	○「やまぐち男女共同参画推進事業者」として認証されているか。
合計	100	

9 提案の選定結果の通知

提案の選定結果は、提案者全員に対して、後日文書により通知する。

※最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点は全提案者宛てに公表します。

10 提案に係る経費

書類の作成など、提案に要する経費は、応募者の負担とする。

11 提案書類の返還

この要項に基づき提出された提案の書類については返還しない。また、提出された提案書の訂正、差し替えは認めない。

12 質疑と応答

この要項に関する質問等については、令和8年7月24日（金）午後5時までに文書（別紙様式）により受け付けるものとし、回答は個別の質問の場合を除き、本提案への参加を表明した者全員に対して行う。

なお、当該回答文書は、この要領を追加又は修正したものとして扱う。

13 その他

この契約の事務処理にあたっては、県と同様の個人情報に係る安全管理措置を講じる必要があり、また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務の実施に当っては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

（取得の制限）

第3 乙は、この契約による業務を実施するために取得する個人情報については、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 乙は、この契約による業務の従事者に対して、その在職中であると職を退いた後であるかを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第6 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（複写・複製等の禁止）

第7 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務を実施するた

めに甲から引き渡された個人情報記録された資料等の複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）又はこれに類する行為（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託に係る連帯責任)

第9 乙は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託先に対する管理及び監督)

第10 乙は、再委託をする場合には、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第11 乙は、この契約による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、業務完了後、直ちに甲の指示に基づいて返還、廃棄、又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(遵守状況に関する報告)

第12 乙は、甲からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

(監査等)

第13 甲は、この契約による業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

2 甲は、前項の目的を達成するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告等)

- 第 14 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとるとともに再発防止の措置を講じなければならない。
- 2 甲は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

- 第 15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。
- 2 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。